

建退共の電子ポイント方式について

建退共

K E N T A I K Y O

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

電子ポイント方式とは

事業所（共済契約者）が、従来の証紙に代わり、予めご購入いただいた退職金ポイントを就労日数に応じて掛金として充当し、掛金を納付する仕組みです。共済証紙の貼付がなくなることで、掛金納付に関連する事務負担が軽減されます。

電子ポイント方式の主なメリット

①金融機関窓口で
共済証紙の購入が不要



②共済手帳への証紙貼付・
消印や下請への交付不要



③共済証紙受払簿の作成や
共済証紙の在庫管理不要



④各種手続きがオンラインで
申請可能



⑤加入・履行証明願の作成が
簡単に



⑥公共工事における工事
関係書類の電子化に対応



⑦発注機関等への提出・
提示書類が軽減



⑧CCUSとの自動連携で
手間なく掛金納付可能



電子ポイント方式導入前と比較すると3～4割ほど事務負担が軽減されたという声も

電子ポイント方式のメリット

① 共済証紙の購入

証紙貼付方式

金融機関の窓口で証紙を購入

※証紙購入の際は、事前に申込みが必要な金融機関もある



電子ポイント方式

電子申請サイトにて退職金ポイントを購入



メリット（利用者の声）

証紙購入の手間が省ける

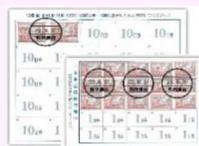
- ・証紙を購入するために銀行へ行く手間がなくなったので全体的に建退共事務が楽になった。
- ・購入代金の支払いもインターネットバンキングですることができ、掛金収納書も印字できるのもいい点だと思う。

② 証紙の交付（元請→下請）、貼付、消印

証紙貼付方式

元請は下請から申請された就労実績に基づき証紙の交付を行う

下請は手帳へ証紙を貼付し、消印する



電子ポイント方式

元請は下請から申請された就労実績を電子申請サイトに登録すると被共済者に退職金ポイントが付与される

※下請は就労実績報告のみすればよい



メリット（利用者の声）

証紙交付に係る手間や郵送料がかからない

- ・下請も電子ポイント方式になって順調に進んでいる。

証紙貼付、消印の手間が省ける

- ・枚数を確認しながら証紙を貼り付ける作業がなくなったのでとても楽になった。
- ・証紙を一枚一枚貼付していた時と比べるとはるかに作業効率が上がり、楽になった。

電子ポイント方式のメリット

③証紙受払簿の作成、証紙の管理・保管

証紙貼付方式

元請は証紙購入及び交付状況を証紙受払簿に記入
下請は証紙受給、交付及び貼付状況を証紙受払簿に記入
未使用の証紙を管理・保管



電子ポイント方式

電子申請専用サイトでポイント管理
や掛金充当が管理されるので作業不要
電子申請専用サイトで退職金ポイントの管理、残高確認が可能



メリット（利用者の声）

証紙受払簿の作成の手間が省ける

・電子申請専用サイトは、使い始めたばかりだが、便利に使える。工事別業者別一覧は様式としてでるので、集計も一目瞭然なので、使いこなせば大変便利になると思う。

証紙の管理、保管の手間が省ける

・毎月、必要数のみをその場で購入することができるため、貯蔵品（証紙）を持つ必要がなくありがたい。

④各種手続き

紙による申請

様式をダウンロード又は取り寄せて記入
建退共支部へ郵送または持参して提出



オンライン申請

契約申込を含むすべての手続きが
電子申請専用サイトから申請可能



メリット（利用者の声）

支部へ持参する手間や郵送料がかからない

※ただし共済手帳を含む添付書類は郵送が必要。

⑤加入・履行証明願

証紙貼付方式

共済証紙受払簿を確認しながら
証紙の購入・払出状況を証明願に
記入



電子ポイント方式

電子申請専用サイトから
納付証明書を発行して証明願へ転記



メリット（利用者の声）

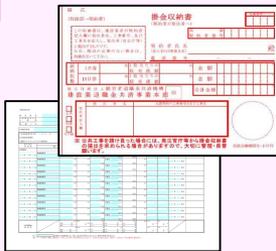
納付証明書に記載された金額を転記すれば証明願が容易に作成

・証紙受払簿に記入した金額を足し引きする必要があるため、計算ミスの発生する可能性があったが、自動発行された納付証明書に記載された金額を転記するだけで作成できることが良い。

⑥・⑦公共工事における工事関係書類の作成、提出

証紙貼付方式

受注時、工事完了時に紙面での作成
及び提出が必要
※共済手帳の写しを提出
させる機関も



電子ポイント方式

受注時、工事完了時に電子申請専用
サイトから電子署名入りのPDFで
自動発行及び提出が可能



メリット（利用者の声）

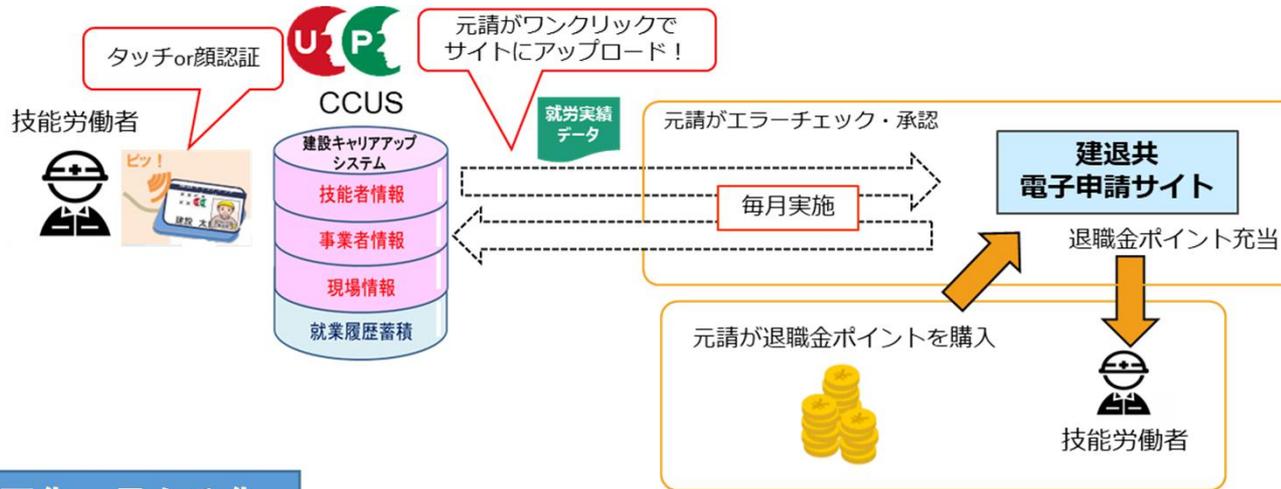
**紙面での提出書類が削減できる
書類の真正性の確保**

・証紙を貼ったり、手帳をコピーする手間が省けたので楽になった。

電子ポイント方式に移行するとこんなメリットも

CCUSとの完全連携

CCUSと自動連携することで、就業履歴情報がそのまま電子申請専用サイトに登録されるため、入力などの作業がなくなり、効率的かつ正確に掛金充当が可能になります。



掛金納付の適正化・見える化

証紙貼付方式では、共済証紙が確実に現場作業員に貼付されているかどうか、発注者が各々の書類の記録を照合・審査する必要があります。

一方、電子ポイント方式では、退職金ポイントが現場作業員に充当されたことを証する書面が自動作成されるため、発注者の確認作業が軽減されます。

証紙の不正利用の防止

過去に掛金収納書の偽造や、偽造証紙の貼付、下請に証紙を交付せず金券ショップやインターネットオークション等に販売する等の不正利用が発生しています。電子ポイント方式では、書類が自動作成される他、退職金ポイントの売買ができないことから、不正利用の防止が徹底されます。

電子申請システムのリニューアルについて（令和7年10月～）

	これまで	リニューアル後
電子申請 (掛金納付)	就労実績報告作成ツール（以下「就労ツール」）と電子申請専用サイト（以下「専用サイト」）の二つのシステムで登録	<u>就労ツールを使わず、専用サイトで全ての手続きが完結</u>
	元請下請間や就労ツールと専用サイト間でデータの受渡し（授受）が発生	専用サイトですべての操作が可能となり、 <u>データファイルの受渡しが不要</u>
	元請と下請間のやり取りや確認に時間を要する	元請も下請も内容や作業状態を <u>リアルタイムに確認が可能</u>
	データチェックに2営業日必要	<u>当日中にデータチェックが可能</u>
CCUSとの連携	CCUSから「現場・契約情報」や「就業履歴」ファイルをダウンロードし、専用サイトに登録するなど、 <u>複数回の手作業が発生</u>	<u>CCUSからデータを自動連携することにより手続きを簡素化</u>
オンライン申請	共済手帳申込などの数種類の手続きのみオンライン申請が可能	<u>すべての手続きについて、オンライン申請が可能</u> （手帳等の添付書類については、郵送による提出が必要）

※新規工事は10月から、就労ツールで運用中の工事は1月から新システムで利用可能

退職金ポイント還元キャンペーンについて

- 電子申請専用サイトリニューアルに伴い令和7年10月1日～令和8年3月31日までの期間で実施
- 期間中に退職金ポイントを購入した共済契約者に対し、購入した退職金ポイントの2%（CCUS連携工事の場合は5%）をポイント還元。令和8年4月以降に還元予定。

新電子申請システムの画面イメージ

電子申請専用サイト旧画面

就労実績報告作成ツール

新画面（令和7年9月22日～）

- ✓ 2つのシステムをひとつにし、デザインを共通化、操作性向上
- ✓ スマホやタブレットで閲覧する際にはそれぞれの端末で最適化して表示